

日 薬 業 発 第 25 号
令 和 2 年 4 月 11 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについては本日付け日薬業発第24号にてお知らせしたところですが、本取扱いに基づいて調剤を行った場合の調剤報酬の算定について示されました。

今般の時限的・特例的な取り扱いにおいては、令和2年度調剤報酬改定で新設された薬剤服用歴管理指導料4（オンライン服薬指導）は医薬品医療機器法の施行前であるため、算定の対象とはなりません。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。